**SAMPLE**

**自転車通勤・業務使用規程**

**（会社名）**

**第１条（目　　的）**

本規程は、株式会社　　　　（以下、「会社」という。）の自転車通勤及び自転車の業務使用に関する事項を定めたものである。

**第２条（自転車の定義・適用）**

「自転車」とは、道路交通法第２条第１項１１号の２に定める自転車をいう。道路交通法上の自転車の定義とは下記のとおりである。

自転車　ペダル又はハンド・クランクを用い、かつ、人の力により運転する二輪以上の車（レールにより運転する車を除く。）であつて、身体障害者用の車いす、歩行補助車等及び小児用の車以外のもの（人の力を補うため原動機を用いるものであつて、内閣府令で定める基準に該当するものを含む。）をいう。

２．電動アシスト自転車は道路交通法上「自転車」に含まれるので、本規定の「自転車」と見なすが、ペダル付電動自転車」（電動で自走する機能を備え、電動のみ、又は人力のみによる運転が可能な自転車）とは、道路交通法上の「原動機付自転車」に当たることから、本規定における「自転車」とは見なさない。従業員は、ペダル付電動自転車を通勤に用いてはならない。

３．本規定は、従業員が所有者または使用者となっており、もっぱら通勤のために使用する自転車、合理性のある自転車の業務使用について規定する。

**第３条（自転車通勤の許可）**

自転車による通勤を希望する者は、「自転車通勤許可申請書」および会社の指定する書類等を会社に提出し、許可を受けなければならない。

２．会社は、過去の自転車利用に関する道路交通法等の交通法規違反歴、疾病その他心身の状態、通勤距離（自宅から会社までの直線距離が２km以上２０km未満の場合に限る）、本規則の遵守状況、その他一切の事情を考慮し、前項の許可をしないことがある。

３．前項の申請内容に変更があった場合は、速やかに会社に届け出て、再許可を受けなければならない。

４．自転車通勤をする者は、以下の通り必ず会社が指定する民間保険（自転車保険）に加入していなければならない。

　①自転車通勤者は、対人賠償　　　　　万円以上、対物賠償　　　　　万円以上の保険金額の個人賠償責任保険その他これに相当する保険に加入しなければならない。

　②自転車通勤者は、前号の保険の保険証書の写しを会社に提出するものとする。契約が更新された場合には速やかに再提出するものとする。

５．従業員が次に掲げる事項に該当した場合は、会社は自転車通勤の許可を取り消す場合がある。

　　①前二項の規定に違反した場合

　　②第４条（運転者の禁止事項）に該当する行為をした場合

　　③正当な理由なく自転車通勤に関する会社の指示に従わなかった場合

　　④その他自転車通勤を認めることが相当でないと会社が判断した場合

　６．自転車通勤の許可期限は、毎年　月　日を基準日として１年間とし、期間後の継続使用を希望する場合は、許可期間終了の２週間前までに改めて本条１項に従い申請を行うものとする。基準日の途中で許可を受けた場合の許可期間は、承認を受けた年の　　月　　　　　　日までとする。

**第４条（運転者の禁止事項）**

自転車を使用する場合は、道路交通安全に関する法令に従って運転を行うと共に、次の各号に該当する行為をしてはならない。

1. 拘束時間中に私用で自転車を使用すること
2. 自転車に文字やステッカー等を用いて、社用車と見られるような表示をすること
3. 飲酒運転
4. 心身の過度の疲労等、正常な運転が困難と予想される状態で運転すること
5. 制動装置（ブレーキ）の不良その他の整備不良のある自転車を運転すること
6. 携帯電話を使用しながらや、傘をさしてなど危険な体勢で運転すること
7. その他、道路交通法その他交通法規に違反する行為

　２．前項の事項に該当する行為をした場合、自転車通勤の許可を取り消すことがある。

**第５条（求償権および懲戒）**

従業員が自転車による事故を起こし、そのために会社が損害を受けたときは、会社はその損害について本人に賠償を請求し、懲戒処分をすることがある。

**第６条（報告義務）**

自転車通勤者が通勤途上に事故を起こした場合は、直ちに上長に報告し指示に従わなければならない。

**第７条（責任の所在）**

自転車通勤者が通勤途上に起こした事故については、会社は賠償責任を負わない。

２．この規程に違反している間に起こした事故については、会社は賠償責任を負わない。

３．自転車の駐輪中における破損、盗難等の事故については、会社はその補償を行なわない。

**第８条（運転権委譲の禁止）**

自転車通勤を認められた者は、その自転車を他の従業員に使用させてはならない。

**第９条（使用承認基準と期間）**

１．使用承認基準は以下の各号に定めるとおりとする。

　　①交通の便宜上、自転車の通勤が必要である者。

　　②その他、会社に承認された者。

　　③上記の一項目以上の条件を満たし、かつ許可申請書提出前１ヶ年において、第３条５項の取り消し事項に触れない者。

２．承認期間は１年以内とし、毎年　月　日に更新する。

３．更新は自動更新とせず、所定の承認手続を取らなければならない。

**第10条（自転車の無断駐輪禁止）**

　自転車通勤をする者は、「自転車通勤許可申請書」を会社に申請する際に、社内駐輪場の使用許可申請も同時に行い、会社の許可を得るものとする。許可なく自転車を会社の駐輪場または構内に駐車してはならない。

　２．駐輪場の使用を許可された車両を変更する場合、駐輪場を使用する必要がなくなった場合には、速やかにその旨を会社に届け出るものとする。

付　　則

本規程は、平成　　年　　月　　日から実施する。